

2025 年台風第 15 号等に伴う災害救助法適用地域における 電気料金等の特別措置について

2025 年 9月16日
株式会社ザ・トーカイ
T & T エナジー株式会社

2025 年台風第 15 号等により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、今回の災害に際し、災害救助法が適用された地域において、被災されたお客さまからの申し出に応じて、電気料金等に関する以下の特別措置を実施いたします。

1. 対象となるお客さま

災害救助法が適用された地域で被災された当社の電気ご契約者さま（9 月 10 日時点）

＜静岡県＞

静岡市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町

（※お手続きにあたり、り災証明書等のご提示をお願いする場合がございます）

2. 特別措置の内容

（1） 電気料金等の支払期日の延長

災害発生前月分から災害発生日の翌々月分までの電気料金等について、支払期日をそれぞれ 1 か月延長いたします。（※お客さまの支払い方法により変更させていただきます）

（2） 電気の不使用に伴う基本料金免除

災害時により継続して全く電気を使用されなかった場合、その期間の電気料金を免除いたします（最大 6 か月間）。

（3） お手続き方法

特別措置の適用を希望される場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

3. お問い合わせ先

● 株式会社ザ・トーカイ

電話番号：0120-100-828（TOKAI 新都市ガス電力）

受付時間：平日 9:00～17:45（土日祝を除く）